

本学職員の懲戒処分について

このたび、本学附属病院の職員（男性）が、本学敷地内において平成28年6月22日午前1時頃、同僚の職員（女性）のロッカーを解錠後に中を物色したうえ、仮眠中の当該職員（女性）の鞆を室外に持ち出したことが発覚いたしました。

このことを受け、学内に調査委員会及び懲戒委員会を設置し事実確認等を行い、これを踏まえ、平成28年8月16日付けで当該職員を停職2月の懲戒処分といたしました。

このようなことが起こってしまったことは誠に遺憾であります。本学では今後このようなことのないよう、より一層、教職員の指導に努めていく所存です。

平成28年8月18日

東京医科歯科大学長
吉澤靖之

【本件に関する問い合わせ先】

総務部人事課

（電話）03-5803-4741